

✿ あなたを支える3つの基礎年金 ✿

遺族基礎年金

年金を受けられる条件

- ①国民年金の加入者（もしくは加入をやめた後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいること）や老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が亡くなったときに、その人に生計を維持されていた子のいる妻、または子が受けられます。
- ②死亡日の属する月の前々月までに加入すべき期間の3分の2以上保険料を納めていること（免除および学生特例期間を含む。）あるいは、死亡日が平成28年3月31日以前の場合、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

年金を受けられる方

その方に扶養されていた子（18歳到達年度末までにある子・障がい者は20歳未満の子）のいる妻または子

年金額

- ・子のいる妻が受ける時（子1人）
101万2,800円【注】
 - ・子のみで受ける時
78万6,500円【注】
- ※子の人数に応じて加算額が変わります。

障害基礎年金

年金を受けられる条件

- ①初診日が国民年金の加入中（もしくは加入をやめた後、日本国内に住所を有し、60～64歳までに障がい者となったとき。）
- ②障がい認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または症状が固定した日）に一定の障がいの状態にあること。
- ③初診日の属する月の前々月までの加入すべき期間の3分の2以上保険料を納めていること。（免除および学生特例期間を含む。）あるいは、初診日が平成28年3月31日以前の場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。なお、20歳前に病気やけがなどで障がい者となった方は、20歳になったときから受けられます。（本人の所得制限あり。）

年金額

- ・1級障害基礎年金
98万3,100円【注】
 - ・2級障害基礎年金
78万6,500円【注】
- ※子がいる場合、人数に応じて加算額があります。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として25年以上の受給資格期間を満たしている方が、65歳になると受けられます。

なお、法改正により平成27年10月からは、受給資格期間が10年に短縮される予定です。

受給資格期間

- ①納付期間（第1号、第2号、第3号被保険者納付）、②免除・納付猶予または学生特例期間、③任意加入できる方が加入しなかった期間（カラ期間）などを合わせた期間です。ただし、納付猶予・学生特例期間およびカラ期間は年金額には反映されません。

年金額

78万6,500円【注】

繰り上げ支給や繰り下げ支給

早く年金を受けたい方、または遅く受けたい方は、希望により60歳から70歳までの間で請求ができます。ただし、65歳で請求した年金額を基準とし、64歳以前に受けると減額され、66歳以後に受けると増額されます。この増減率は、生涯変わりません。（このほかにも制約があります。）

【注】平成25年10月分からの年金額の改定について

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっており、平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することとなりました。このため、平成25年10月分以降として支払われる年金額は4月から9月までの額から、マイナス1%の改定が行われます。改定後の年金額は、12月4日（水）以降に順次送付する「年金額改定通知書」でお知らせします。

第1号被保険者の 独自給付

◇付加年金

定額の保険料に月額400円の保険料を上乗せして納めると、基礎年金額に付加年金額が加算されます。

◇付加年金（年額）

付加保険料納付月数×200円

◇寡婦年金

第1号被保険者として保険料納付期間（免除期間を含む。）が25年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったとき、その妻（婚姻期間10年以上）に60歳から65歳になるまで支給されます。

◇年金額

夫が受けられたはずの年金額（第1号被保険者期間分）の4分の3です。

◇死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金、または寡婦年金の対象とならない場合に支給されます。

支給額 保険料納付月数によって、12万円～32万円となります。